

おおすがもんじよ
「大須賀文書」

町指定有形文化財（古文書）

所在地：大字上五明 所有者：個人 指定：平成 31 年 3 月 6 日

戦国時代に甲斐（現在の山梨県）の武田家より大須賀久兵衛尉、佐渡守、小次郎宛てに出された書状計 13 通です。久兵衛尉らについて詳細はわかりませんが、坂城周辺にいた武士で、村上氏の家臣だったと思われます。天文22年（1553）に武田氏が松本方面から北信濃へ侵攻し、村上一族の屋代氏が武田方に通じると、久兵衛尉もこれに続き、武田氏の味方となって戦功をあげたことが書状からわかります。村上義清は居城である葛尾城を退き、越後（現在の新潟県）の上杉氏を頼りました。このことが、川中島の戦いと呼ばれる、北信濃をめぐる甲越の争いにつながります。大須賀文書は、この天文22年6月に武田晴信が久兵衛尉に宛てた書状など、川中島の戦いの実状がうかがえる数少ない歴史資料です。

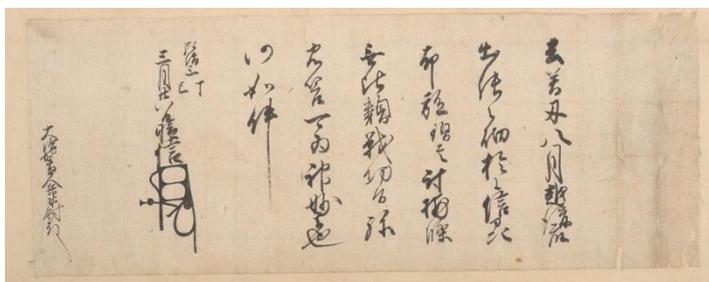
たけだ けちぎょうあてがいがいじょう
武田家知行宛行状 天文 22 年（1553） 6 月 16 日



戦功をあげた大須賀久兵衛尉に対し、武田晴信が「三百貫之地」を与えたことが書かれています。

武田氏は信濃の武士を家臣とし、甲斐の家臣と同じように戦功を称えたり、土地を与えたりする書状を出していたことがわかります。

たけだはるのぶかんじょう こうじ
武田晴信感状 弘治 3 年（1557） 3 月 28 日



天文 22 年の 8 月に「信州布施」（長野市）で敵を 1 人討ち取った久兵衛尉に対し、晴信がその戦功を褒め称えた感状です。

戦の生々しさが伝わり、戦場となった地名もわかる貴重な資料です。

その他、久兵衛尉に「坂木南條」のうち 40 貫文の土地が与えられたことや、佐渡守は「村上庄内」の堰役が免除されたことなど、大須賀文書からは村上氏が去ったあとの坂城の様子がうかがえます。